

「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地
を目的とする開発行為等の取扱い基準」の廃止について

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされており、都市計画法により認められているものを除き、開発行為や建築行為を行うことが出来ない区域です。なお、都市計画法第34条第14号においては、開発区域の周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為は、開発審査会の議を経て許可し得ることとされています。

本市では、平成31年に当時の池田市都市計画マスタープランに定める「土地利用の方針」を踏まえ、「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」（開発審査会付議基準）を策定しましたが、昨年4月に都市計画マスタープランを改定し、市街化調整区域における土地利用の方針を見直しました。

このことから、同計画との整合を図るため、「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」を廃止します。